

岡情審査第6519号

平成23年2月10日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年11月27日付け岡健づ第1658号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

平成19年1月30日〇〇〇〇の三歳児健康診査の心理相談録及び平成19年4月6日〇〇〇〇の乳幼児こころの相談録（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件保有個人情報の請求に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成20年11月4日、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づいて本件保有個人情報の開示請求を行った。

なお、本件保有個人情報開示請求は、法定代理人である父親が子本人に代わって行ったものである。

2 前項の請求に対して、実施機関は、同年11月13日付けで、本件保有個人情報について、次に掲げる部分が、それぞれに掲げる非開示事由に該当することを理由として一部開示決定処分を行った。

(1) 心理相談録及び乳幼児こころの相談録の相談記録中、個人の評価等に関する部分は、条例第11条第3項第2号に該当する。

(2) 個人の携帯電話番号は、開示請求した者以外の者に関する情報であり、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第11条第3項第3号に該当する。

3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年11月13日付けで、非開示部分を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。

4 それに対して、実施機関は、同年11月27日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を

行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

1 申立人の主張要旨

本件異議申立ての本旨は、育児・心理相談において、子の母が事実と異なる状況説明を行っており、その背景を説明して情報の誤解を解き真相を理解してもらうためのものである。また、本件での開示請求対象文書である「心理相談録」における一部非開示部分（「子どもの所見及び、保護者への説明・指導事項」等）は、子の父（保護者）として当然理解して置かねばならない事で、条例第11条の2・3項には抵触しないものと判断される。本件開示請求は、子の保護者として、純粋な気持ちで子を思いやり、心配しての請求であり、保護者の子の状態を知る権利と責任からも、実施機関が非開示とすることは不合理である。

2 実施機関の主張要旨

本件において非開示とした心理相談録及び乳幼児こころの相談録中、個人の評価等に関する部分は、単に客観的な個人情報とみることはできないものであり、担当部局の判断、評価等が加わったもので、条例第11条第3項第2号に該当し、記録の性質上開示することになじまないものである。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第11条第3項第2号該当性について

(1) 実施機関は、本件保有個人情報の記載内容のうち「子どもの所見」に係る部分全て及び「保護者への説明・指導事項」の一部について、条例第11条第3項第2号の個人の評価等に関する情報に該当するためとして非開示としている。

(2) 条例第11条第3項第2号は、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するもの」について、当該個人情報の開示をしないことができると規定しており、これを本件についてみると、実施機関が条例第11条第3項第2号該当性を理由として非開示とした部分には、単なる事実の記録ではなく、相談員の専門的な見地からの評価やそのとき受けた印象、医師の判断等が記録されており、このような情報を開示することになると、子の抱える問題に関する評価や判断の記録が消極化するおそれがあり、この文書の記載内容が形骸化し、実施機関の行う相談援助業務に支障を生ずるおそれがあると考えられる。

したがって、条例第11条第3項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

2 条例第11条第3項第3号該当性について

(1) 実施機関は、本件公文書に記載された携帯電話番号について、請求者以外のものに関する情報であり、開示することによって、当該第三者の権利利益を害するおそれがあり、条例第11条第3項第3号に該当するとして非開示とした。

(2) 携帯電話番号は、一般には公開されておらず、また、これを知る方法もない第三者に関する情報である。そして、第三者情報の主たる第三者は、自らの意思で申立人と別居している妻である。このことを前

提にすれば、申立人が妻の携帯電話番号を知れば、申立人との積極的な接触を望んでいないと思われる妻に連絡をとろうとするなどして、妻の平穏な生活に支障が生じることは、容易に想像されるところである。

したがって、携帯電話番号を開示することは妻である第三者の権利利益を侵害するおそれが認められる。

(3) よって、本件において、当該部分を条例第11条第3項第3号に該当するとして、非開示とした実施機関の処分は妥当である。

第5. 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6. その他

申立人は、本件保有個人情報において子の父、祖父を「悪意の『ウソ』と『イツワリ』の発言により誹謗・中傷した」部分について、条例第11条第3項第3号（権利利益の侵害）に「準拠」し、該当する項の「塗り潰し」を要求している。しかしながら、この要求は、条例第12条第1項に基づく訂正の請求、或いは同条第2項に基づく削除の請求として、適式になされたものではなく、異議申立趣意書と題する書面において、述べられているにすぎない。また、実施機関においても、この要求を適式なものとして拒否処分をしているわけでもない。したがって、当審査会は、この点については判断しない。

第7. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|----------------|
| 平成20年11月27日 | 諮問書の收受 |
| 平成20年12月10日 | 申立人側異議申立趣意書の收受 |
| 平成20年12月15日 | 審 議 |
| 平成20年12月24日 | 実施機関側意見書の收受 |
| 平成21年 1月15日 | 申立人側意見書の收受 |
| 平成21年 1月19日 | 審 議 |
| 平成21年 2月23日 | 審 議 |
| 平成21年 3月30日 | 審 議 |
| 平成21年 4月27日 | 審 議 |
| 平成21年 5月25日 | 審 議 |
| 平成21年 6月29日 | 審 議 |
| 平成21年 7月27日 | 審 議 |
| 平成21年 8月24日 | 審 議 |
| 平成21年 9月30日 | 審 議 |
| 平成21年10月26日 | 審 議 |
| 平成21年11月30日 | 審 議 |
| 平成21年12月14日 | 審 議 |
| 平成22年 1月18日 | 審 議 |
| 平成22年 2月15日 | 審 議 |
| 平成22年 3月23日 | 審 議 |

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|---------|
| 平成22年 4月19日 | 審 議 |
| 平成22年 5月17日 | 審 議 |
| 平成22年 6月 7日 | 審 議 |
| 平成22年 7月12日 | 審 議 |
| 平成22年 8月23日 | 審 議 |
| 平成22年 9月13日 | 審 議 |
| 平成22年10月18日 | 審 議 |
| 平成22年11月15日 | 審 議 |
| 平成22年12月20日 | 審 議 |
| 平成23年 1月24日 | 審 議 |
| 平成23年 2月10日 | 答 申 |